

各都道府県の長（別記参照） 殿

水産庁長官

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について（通知）

「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）は令和 5 年 5 月 26 日に公布され、改正法の施行に伴う下記政令及び省令の公布を行ったところである。

- ・「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 5 年政令第 304 号。以下「整備政令」という。）（令和 5 年 10 月 18 日公布）
- ・「漁港水面施設運営権登録令」（令和 5 年政令第 328 号。以下「登録令」という。）（令和 5 年 11 月 10 日公布）
- ・「漁港水面施設運営権登録令施行規則」（令和 5 年農林水産省令第 62 号。以下「登録令施行規則」という。）（令和 5 年 12 月 28 日公布）
- ・「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令」（令和 5 年農林水産省令第 64 号。以下「整備省令」という。）（令和 5 年 12 月 28 日公布）

改正法及び上記法令については、いずれも令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしたところである。

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出すなど地域の産業として重要な役割を果たしている。しかし、近年の水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題を抱えており、水産物の消費喚起や輸出促進を図るとともに、都市と漁村の交流を促進し、水産業に関する国民の理解醸成や漁村の活性化を図ることが急務となっている。

また、近年、消費者のニーズは、水産物を消費する「モノ消費」から経験や体験を消費する「コト消費」への志向が変化しているなかで、漁港は漁場に近く漁業の根拠地であり、消費者にとっても水産物の直接消費や漁業体験といった水産物や水産業の価値・魅力に容易にアクセスが可能な点で利があるため、こうした取組を行うのに適しており、その有効的な活用により消費量の減少等の水産業の課題を解決する役目を担うものである。また、水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業である「うみぎょう海業」の取組を漁港において行うことにより、漁村地域の活性化を実現した事例もあり、全国にこの取組を広げていくことが望ましい。

今回の改正法は、このような課題等を踏まえ、漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組みを漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みを構築し、また、養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応するための漁港施設の見直し等を行うものである。

改正法の施行に当たっては、このような趣旨を踏まえ、下記の事項に十分留意した適切な運用をお願いし、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知いただくとともに、各都道府県及び市町村内の関係者への周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

別記

北海道知事	青森県知事	岩手県知事	宮城県知事	秋田県知事	山形県知事
福島県知事	茨城県知事	千葉県知事	東京都知事	神奈川県知事	新潟県知事
富山県知事	石川県知事	福井県知事	静岡県知事	愛知県知事	三重県知事
滋賀県知事	京都府知事	大阪府知事	兵庫県知事	和歌山県知事	鳥取県知事
島根県知事	岡山県知事	広島県知事	山口県知事	徳島県知事	香川県知事
愛媛県知事	高知県知事	福岡県知事	佐賀県知事	長崎県知事	熊本県知事
大分県知事	宮崎県知事	鹿児島県知事	沖縄県知事		

記

I 漁港施設等活用事業制度について

1 漁港施設等活用事業について（新法第 4 条の 2）

（1）趣旨

近年の水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題を抱えており、水産物の消費喚起や輸出促進を図るとともに、都市と漁村の交流を促進し、水産業に関する国民の理解醸成や漁村の活性化を図ることが急務となっている。これに関して、漁港は、漁場に近く漁業の根拠地であって、また消費者にとっても水産物の直接販売や漁業体験といった水産物や水産業の価値・魅力に容易にアクセスが可能な点から利があり、課題を解決する役目を担いうるものであることから、「漁港の機能を維持しつつ、その有効活用を図り、水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業」を位置づけることとする（改正法による改正後の漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号。以下「新法」という。）第 4 条の 2）。

（2）内容

「漁港施設等活用事業」とは、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する次に掲げる事業をいうこととした。

- ① 当該漁港において取り扱う水産物の販売（直売所において行うものを除く。）又は当該水産物を材料とする料理の提供を行う事業その他当該水産物の消費の増進に関する事業（新法第4条の2第1号）
- ② 遊漁（釣りその他の方法により水産動植物を採捕することをいい、漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第1項に規定する漁業に該当するものを除く。）、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業その他当該漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業（同条第2号）
- ③ ①及び②の事業に附帯する事業（同条第3号）

(3) 漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針について（新法第40条）

漁港施設等活用事業が、適切かつ確実に実施され、我が国の水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与するようにするため、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（以下「漁港施設等活用基本方針」という。）について、改正法附則第2条第1項の規定に基づき、新法第40条第1項の規定の例により令和5年12月21日に策定し、同条第3項において準用する同法第6条の2第4項に基づき、同日に公表したところである。

漁港施設等活用基本方針の内容としては、以下のとおり。

- ① 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向（新法第40条第2項第1号）
- ② 漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施に関する事項（同項第2号）
- ③ 漁港水面施設運営権に関する基本的な事項（同項第3号）
- ④ 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項（同項第4号）
- ⑤ その他漁港施設等活用事業の推進に関する重要事項（同項第5号）

2 活用推進計画について

(1) 趣旨

漁港管理者は、漁港において、漁業上の利用に支障を与えない範囲内で、水産業の発展及び水産物の安定供給に資するよう、水産物等の地域資源を活用した取組を計画的に促していくため、その管理する漁港について、漁港施設等活用基本方針に即して、漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を定めることができることとされた（新法第41条第1項）。

また、民間事業者が漁港施設等活用事業を円滑に実施できるようにするため、あらかじめ漁港施設の所有者の同意を得ることとされた（同条第3項）。

(2) 活用推進計画の記載事項（新法第 41 条第 2 項及び第 3 項）

- ① 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針（新法第 41 条第 2 項第 1 号）
- ② 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間（同項第 2 号）
- ③ 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地（同項第 3 号）
- ④ 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項（同項第 4 号）
- ⑤ 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項（同項第 5 号）
- ⑥ ③の漁港施設の貸付け又は③の水域（新法第 49 条第 1 項第 2 号に掲げる漁港水面施設運営権の水域を除く。）若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項（同項第 6 号）
- ⑦ 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により③の漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項（同項第 7 号）

また、漁港水面施設運営権の設定を受ける場合における記載事項については、4（3）のとおり。

②の実施期間については、30 年を超えないものとされた（新法第 41 条第 3 項）。

なお、活用推進計画の参考様式は、別紙 1 のとおり。

(3) 活用推進計画の策定手続（新法第 41 条第 4 項から第 6 号まで及び新施行規則第 36 条）

漁港管理者は、活用推進計画に（2）③及び⑥の事項（漁港施設の貸付けに係るものに限る。）を定めるときは、あらかじめ、当該事項に係る漁港施設の所有者（当該漁港管理者である地方公共団体を除く。）の同意を得なければならないこととされた（新法第 41 条第 4 項）。

また、漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、あらかじめ、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならないこととされた（同条第 5 項）。

なお、漁港管理者は、活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に送付しなければならないこととされた（同条第

6 項)。活用推進計画を定めたときの公表の参考様式は別紙 2、農林水産大臣に送付する際の参考様式は別紙 3 のとおり。

活用推進計画の変更を行う場合には、同様に上記手続を経ることとされた（同条第 7 項）。活用推進計画を変更したときの公表の参考様式は別紙 4、農林水産大臣に送付する際の参考様式は別紙 5 のとおり。ただし、円滑な事業実施のため、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更については、軽微な変更として、手続を経ることを要しないこととされた（整備省令による改正後の漁港漁場整備法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 36 条）。

なお、活用推進計画の策定に当たっては、他の計画（例えば地方公共団体が独自で作成する地域振興計画等）と合わせて策定することを妨げない。

3 実施計画について

（1）趣旨

漁港管理者は、民間事業者が漁港施設等活用事業を実施させるに当たっては、活用推進計画に照らして、事業の実施内容・事業実施終了後の手続を精査し、漁港の利用や保全に影響を与えるおそれがないことを判断する必要がある。また、行政財産である漁港施設等を利用して事業を実施することから、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）の認定は、公正な手続に従って行われる必要がある。

よって、事業者が漁港施設の貸付け等を受けて漁港施設等活用事業を行うに当たっては、実施計画を作成することとし（新法第 42 条第 1 項）、漁港管理者が、公正な手続の下で活用推進計画に照らして漁港の利用等に影響を与えるおそれがないか等について実施計画を審査する仕組みを設けることとされた（新法第 43 条）。

（2）実施計画の記載事項等（新法第 42 条第 2 項から第 4 項まで及び新施行規則第 37 条第 1 項）

- ① 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間（新法第 42 条第 2 項第 1 号）
- ② 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地（同項第 2 号）
- ③ 漁港施設の貸付けを受けようとする期間又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしようとする期間（同項第 3 号）
- ④ ②の漁港施設又は水域若しくは公共空地において漁港施設等活用事業により施設の設置を行う場合にあっては、当該施設（以下「活用事業施設」という。）の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項（同項第 4 号）

⑤ 貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容（同項第 5 号）

⑥ ①の漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画（同項第 6 号）

①～⑥のほか、

- ・①の事項として、「漁港施設等活用事業の実施に係る新法第 38 条第 1 項に規定する基本施設である漁港施設の利用方法及び当該施設の使用料の料率」を定めることができることとされた。
- ・④の事項として、「漁港施設の形質の変更に関する事項」、「水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有に伴うものを除く。）又は土地の掘削もしくは盛土に関する事項」を定めることができることとされた。

また、漁港水面施設運営権の設定を受ける場合における記載事項については、4（4）のとおり。

なお、実施計画の参考様式は別紙 6 のとおり。

実施計画の認定を受けようとする際には、実施計画を補足する資料として、実施計画に以下の資料を添付して、漁港管理者へ提出しなければならないこととされた（新施行規則第 37 条）。実施計画の認定の申請をする際の参考様式は別紙 7 のとおり。

- 1 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書（新施行規則第 37 条第 1 項第 1 号）
- 2 活用事業施設の設置を行う場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 活用事業施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面（同項第 1 号イ）
 - ロ 漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面（新法第 42 条第 4 項第 1 号の事項を記載する場合に限る。）（同項第 1 号ロ）
 - ハ 水域または公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有に伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地の場所を表示した図面（新法第 42 条第 4 項第 2 号の事項を記載する場合に限る。）（同項第 1 号ハ）
- 3 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料（同項第 2 号）
- 4 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類（同項第 3 号）
- 5 その他必要な書類（同項第 4 号）

(3) 実施計画の認定手続

① 実施計画の認定要件（新法第 43 条）

実施計画の認定の申請があった場合において、以下のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることとされた。

- 1 当該実施計画の内容が当該漁港の活用推進計画に適合するものであること（新法第 43 条第 1 号）
- 2 当該実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること（同条第 2 号）
- 3 当該実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること（同条第 3 号）
- 4 当該実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれるものであること（同条第 4 号）

なお、3 については、漁港の保全に著しく支障を及ぼす行為の例として以下の行為がある。

○ 漁港利用者の行う業務又は周辺住民の生活に看過できない支障を及ぼす行為

具体的には、

- ・ 漁港施設等活用事業の実施に伴い訪れる者の動線が漁港利用者の行う業務の動線と重なりかつ調整がなされないこと
- ・ 生活に支障を及ぼす程の騒音を発生させること

○ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成 22 年法律第 41 号）に規定する低潮線保全区域（以下「低潮線保全区域」という。）内において低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為

具体的には、

- ・ 低潮線保全区域内において低潮線とその周辺の海底の形質に影響を及ぼすおそれのある、海底の掘削又は切土、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築等を行うこと

② 公正な手続を確保するための手段（新法第 43 条第 2 項及び新施行規則第 38 条）

実施計画の認定の申請があったときは、以下の事項について公告し、当該実施計画（公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。）を公告の日から 1 週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならないこととされた（新施行規則第 38 条第 1 項）。

公告については、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月デジタル臨時行政調査会決定）により、デジタル技術を活用した

利用者の利便性向上の観点から、公示又は掲示により行うとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うこととされた（同条第2項）。なお、公告の参考様式は別紙8のとおり。

漁港の適正な維持管理の確保及びその活用の促進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、当該実施計画について、漁港管理者に意見書を提出することができることとされた（同条第3項）。

- 1 申請者の氏名又は名称（同条第1項第1号）
- 2 新法第42条第2項第1号から第5号まで及び新法第51条第1号から第5号までに掲げる事項の概要（同項第2号）
- 3 縦覧期間及び縦覧場所（同項第3号）
- 4 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先（同項第4号）
- 5 1～4までのほか、漁港管理者が必要と認める事項（同項第5号）

③ 実施計画の認定の公表（新法第43条第3項及び第4項、新法第50条第2項並びに新施行規則第39条及び第40条）

漁港管理者は、実施計画の認定をしたときは、遅滞なく下記の事項について公表するとともに、新法第43条第2項第2号に掲げる漁港施設の所有者（当該漁港管理者である地方公共団体を除く。）に通知しなければならないこととされた。なお、実施計画を認定したときの実施計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）への通知の参考様式は別紙9、公表の参考様式は別紙10、漁港施設の所有者への通知の参考様式は別紙11のとおり。

公表する事項については、以下のとおり。

- 1 当該認定を受けた者の氏名又は名称（新法第43条第3項）
- 2 新法第42条第2項第1号から第5号までに掲げる事項及び第50条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の概要（同項及び新法第50条第2項）
- 3 新施行規則第38条第1項第3号に掲げる事項及び同条第3項に規定する意見書の処理の経過（新施行規則第39条第1号）
- 4 認定の理由（同条第2号）
- 5 漁港管理者が必要と認める事項（同条第3号）

認定計画実施者は、認定を受けた実施計画（以下「認定計画」という。）の変更をしようとする場合においては、漁港管理者の認定を受けなければならないこととされた。ただし、円滑な事業実施のため、以下の事項については、軽微な変更として手続を経ることを要しないこととされた（新法第43条第4項）。

- 1 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更（新施行規則第40条第1号）

- 2 新法第 42 条第 2 項第 4 号に掲げる事項及び新法第 50 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更のうち活用事業施設の追加若しくは廃止、種類の変更、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更以外の変更（同条第 2 号）
- 3 新法第 42 条第 2 項第 6 号に掲げる事項及び新法第 50 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更（同条第 3 号）
- 4 新法第 57 条第 3 項の規定による更新に基づく新法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更（同条第 4 号）

なお、実施計画の変更の認定の申請をする際の参考様式は別紙 12、変更の認定の申請があった実施計画に関する公告の参考様式は別紙 13、変更の認定をしたときの認定計画実施者への通知の参考様式は別紙 14、変更の申請があった実施計画の公表の参考様式は別紙 15、漁港施設の所有者への通知の参考様式は別紙 16 のとおり。

④ 認定の取消（新法第 45 条）

漁港管理者は、認定計画が新法第 43 条第 1 項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとされた（新法第 45 条第 1 項）。また、漁港管理者は、勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかったときは、認定を取り消すことができ（同条第 2 項）、速やかにその旨を公表するとともに、漁港施設の所有者に通知しなければならないこととされた（同条第 3 項）。認定計画実施者に対する勧告の参考様式は別紙 17、認定を取り消したことについての認定計画実施者への通知の参考様式は別紙 18、認定を取り消したときの公表の参考様式は別紙 19、認定を取り消したことについての漁港施設の所有者への通知の参考様式は別紙 20 のとおり。

（4）認定計画に基づく特例について

① 行政財産である漁港施設の貸付け（新法第 44 条及び新施行規則第 41 条）

行政財産については、行政目的を遂行するための手段であることから、その本来の用途又は目的が阻害されることがないように、国有財産法（昭和 25 年法律第 73 号）第 18 条第 1 項又は地方自治法第 238 条の 4 第 1 項の規定により貸付けが禁止されているところである。しかし、漁港施設等活用事業については、漁港管理者が関係者の意見聴取を含めて利用調整を行い定めた活用推進計画に適合して行われるものであるため、漁港施設の用途を妨げることは想定されず、また、水産物の消費拡大・漁業への理解醸成等を通じて当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業であり、漁港施設の目的の達成に資するものと考えられる。

上記のことから、国又は地方公共団体は、国有財産法第 18 条第 1 項又は地

方自治法第 238 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、認定を受けた実施計画に定められた行政財産である漁港施設を認定計画実施者に貸し付けることができることとされた（新法第 44 条第 1 項）。また、国又は地方公共団体は、新法第 44 条第 1 項の規定により漁港施設を貸し付けるときは、下記の事項を含む貸付契約を締結しなければならないこととされた。

- 1 国又は地方公共団体は、認定計画実施者が新法第 45 条第 2 項の規定による認定の取消しを受けたときは、当該貸付契約を解除すること（新施行規則第 41 条第 1 号）
- 2 国又は地方公共団体は、認定計画実施者が法令若しくは当該貸付契約に違反したと認めるとき又は漁港施設等活用事業の実施に関し不正の行為があったと認めるときは、当該貸付契約を解除することができること（同条第 2 号）
- 3 認定計画実施者は、国又は地方公共団体が漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めた場合においてその必要な限度で質問をし若しくは報告を求め又は帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならないこと（同条第 3 号）
- 4 認定計画実施者は、貸し付けられた漁港施設を第三者に転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないこと。ただし、認定計画実施者が、貸し付けられた漁港施設の一部を第三者に転貸することについて国又は地方公共団体の承諾を得たときは、この限りでないこと（同条第 4 号）
- 5 認定計画実施者は、貸し付けられた漁港施設に自己の権原により附属させた物を担保として提供しようとするときは、国又は地方公共団体の承諾を得なければならないこと（同条第 5 号）
- 6 認定計画実施者は、国又は地方公共団体が公益上やむを得ない必要が生じた場合において貸し付けた漁港施設を認定計画実施者以外の者の利用に供すべきことを求めたときは、これに応じなければならないこと（同条第 6 号）

② 漁港の区域内の水域又は公共空地における占有（新法第 39 条）

認定計画に基づき実施される漁港施設等活用事業においては、新法第 39 条第 1 項に規定する行為が行われる場合として、

- イ 漁港施設等活用事業の実施のために水面又は土地の占有をする場合
- ロ 活用事業施設の設置に関し、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）、土地の掘削若しくは盛土を行う場合
- ハ 漁港水面施設運営権の設定を受けて水面を占有し施設を設置する場合がある。

イ及びロについては、認定計画に即して実施されることになるところ、実施計画においては、イ、ロのほか、期間満了時の原状回復の方法等が記載事項

(新法第 42 条第 2 項第 5 号) となり、また、実施計画の認定の際には、当該実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、又は当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること (新法第 43 条第 1 項第 3 号) 等が認定の基準となっており、漁港の保全に支障を与えないことは明らかである。また、ハについても、漁港水面施設運営権は、水域固有の財産的価値を取得して収益をするために必要となる水面を占用して使用する行為が当然に予定されており、そのために必要となる権原も含むものである (漁港水面施設運営権については、「4 漁港水面施設運営権について」にて詳述)。

よって、認定計画 (新法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項 (水面又は土地の占用に係るものに限る。)、同条第 4 項第 2 号に掲げる事項又は第 50 条第 1 項各号に掲げる事項が定められたものに限る。) に従ってする行為については、漁港管理者の許可を要しないこととされた (新法第 39 条第 1 項ただし書)。

③ 漁港施設の処分の制限 (新法第 37 条)

漁港施設の貸付けや活用事業施設の設置については、認定計画に基づき行われるものであり、当該計画には、漁港施設の貸付けに関する事項 (新法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号) や活用事業施設の設置に係る漁港施設の形質の変更に関する事項 (同条第 4 項) を記載することができ、

また、実施計画の認定の際には、

イ 漁港施設等活用事業が漁港の機能・利用を阻害しないこと等を担保するために漁港管理者が定める活用推進計画に適合すること (新法第 43 条第 1 項第 1 号)

ロ 特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないこと (同項第 2 号) が認定の要件となっているため、漁港の機能の保全のため適正な維持管理を行うという観点から法第 37 条の許可と同等の基準で漁港管理者が認定をすることになる。よって、認定計画 (新法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項 (漁港施設の貸付けに係るものに限る。)) 又は同条第 4 項第 1 号に掲げる事項が定められたものに限る。) に従ってする場合については、漁港管理者の許可を要しないこととされた (新法第 37 条ただし書)。

④ 漁港施設の利用 (新法第 38 条)

漁港施設等活用事業については、認定計画に基づき行われるものであり、認定計画には、「漁港施設等活用事業の内容」として新法第 38 条に規定する基本施設である漁港施設の利用方法や使用料の料率を記載することができ、同計画の認定の際には、上記③イ及びロが認定の要件となっているため、漁

港利用の秩序の維持のため法第 38 条の認可と同等の基準で漁港管理者が認定をすることになる。よって、認定計画（新法第 42 条第 3 項に規定する事項が定められたものに限る。）に従ってする行為については新法第 38 条第 1 項の規定を適用しないこととされた（新法第 38 条第 2 項）。

（５）国の助言又は勧告（新法第 47 条）

農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、漁港管理者に対し、活用推進計画に定めた事項その他の漁港施設等活用事業の実施に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができることとされた。

4 漁港水面施設運営権について

（１）趣旨

現行の漁港漁場整備法（以下「法」という。）においては、漁港の区域内の水域について占用許可制度が存在しているが（法第 39 条第 1 項）、現行制度の下で漁港施設等活用事業を実施しようとする場合においては、

- ① 占用許可の更新は確約されたものではなく、事業の継続性が保障されないこと
- ② 漁港の区域内の水域で遊漁等の事業を行う場合には、水産物や海洋環境といった水域固有の財産的価値の取得を伴うことになるが、第三者からの妨害行為に対して事業者自らが妨害排除の権利を行使することが難しいこと
- ③ 浮桟橋等の施設整備に当たっては多額の資金が必要となることから、円滑な資金調達が求められること

等の課題がある。

このため、

- ① 漁港施設等活用事業において、水域を利用できる権利を保障する仕組みを設けること
- ② 水産物や海洋環境といった水域固有の財産的価値を取得して収益する事業である場合には、その安定性を確保するため、漁業権と同様、事業の実施に係る妨害行為に対して、事業者自らが妨害排除の権利を行使できるようにすること

等が必要となることから「漁港水面施設運営権」というみなし物権を創設することとする。

（２）内容

漁港水面施設運営権は、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する遊漁（釣りその他の方法により水産動植物を採捕することをいい、

漁業を除く。)若しくは漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業のために、当該水面の一部の占有をして必要な施設を設置し、運営する権利とすることとされた(新法第4条の3)。

漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業は、水産物等の水域固有の財産的価値を取得して収益するものであり、事業実施に係る妨害等に対して自ら妨害排除できるよう、物権とみなし、土地に関する規定を準用することとされた(新法第53条)。

また、漁港水面施設運営権の存続期間は、10年以内とされた(新法第57条第1項)。

(3) 活用推進計画の記載事項の追加等(新法第49条)

漁港水面施設運営権が設定されることとなる漁港施設等活用事業を実施しようとする場合には、活用推進計画に、以下の事項を定めるものとされた。

- 1 認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定する旨(新法第49条第1項第1号)
- 2 漁港水面施設運営権の水域(同項第2号)
- 3 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により2の水域を用いないこととなった場合における当該水域を原状に回復するための措置に関する事項(同項第3号)

活用推進計画に、新法第49条第1項各号に掲げる事項を定めようとする漁港管理者は、新法第41条第2項第1号から第5号までに掲げる事項(漁港水面施設運営権に係るものに限る。)及び上記1から3までに掲げる事項については、あらかじめ、同項第2号に掲げる水域における水面を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこととされた(新法第49条第2項)。

都道府県知事は、協議があった場合においては、同項第1号から第5号までに掲げる事項(漁港水面施設運営権に係るものに限る。)及び上記1から3までに掲げる事項について下記の要件に該当するものであるときは、同意をするものとされた。なお、同意をする際には、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならないこととされた。

イ 海区漁場計画(漁業法第62条第1項に規定する海区漁場計画をいう。)

又は内水面漁場計画(同法第67条第1項に規定する内水面漁場計画をいう。)の内容と抵触するものでないこと。

ロ イのほか、当該都道府県知事の管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるための水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(4) 実施計画の記載事項の追加等(新法第50条及び新施行規則第37条第2項)

(3) のとおり活用推進計画が定められた漁港において、その実施しようとする

する漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする場合には、新法第 42 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、以下の事項を定めた実施計画を作成し、申請するものとされた。

- 1 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間（新法第 50 条第 1 項第 1 号）
- 2 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域（同項第 2 号）
- 3 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間（同項第 3 号）
- 4 2 の水域において活用事業施設を設置しようとする場合にあっては、当該活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項（同項第 4 号）
- 5 3 の存続期間が満了した場合その他の事由により水域において漁港水面施設運営権の設定を受けないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該水域を原状に回復するための措置の内容（同項第 5 号）
- 6 1 の漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画（同項第 6 号）

また、添付書類については、3（2）1 から 5 までの書類のほか、申請者が法第 51 条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならないこととされた（新施行規則第 37 条第 2 項）。その他必要な書類（同条第 1 項第 5 号）としては、例えば漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者が法人であれば、「漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者の親会社等の名称及び所在地並びに当該親会社等の代表者及び役員の氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別を記載した書類」等の提出を求めることが望ましい。

（5）欠格事由（新法第 51 条及び整備政令による改正後の漁港漁場整備法施行令第 28 条）

漁港水面施設運営権は物権とみなされ、妨害排除を含めて強い保護が与えられる権利であり、その設定に当たっては、適法にその行使をできる者であることが見込まれることを担保する必要がある。このため、漁港水面施設運営権の設定に関して別途欠格事由を設け、これに該当する場合は、漁港水面施設運営権に係る実施計画の認定の申請をすることはできないこととされた。

欠格事由については以下のとおり。

- 1 新法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（新法第 51 条第 1 号）
- 2 漁港水面施設運営権を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（同条第 2 号）
- 3 漁港水面施設運営権者で法人であるものが漁港水面施設運営権を取り消

された場合において、その取消しの日前 30 日以内に当該漁港水面施設運営権者の役員であった者で、その取消しの日から 5 年を経過しない者（同条第 3 号）

- 4 漁港水面施設運営権者で法人であるものが、漁港水面施設運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該漁港水面施設運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。8 において同じ。）であった法人で、その取消し日のから 5 年を経過しないもの（同条第 4 号）
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（同条第 5 号）
- 6 法人であって、その業務を行う役員のうちに 1 から 3 まで又は 5 のいずれかに該当する者があるもの（同条第 6 号）
- 7 暴力団員等がその事業活動を支配する者（同条第 7 号）
- 8 法人であって、その者の親会社等が 1 ～ 7（3 及び 5 を除く。）のいずれかに該当するもの（同条第 8 号）

4 における「その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人」というのは、ある法人に対して、以下のいずれかの関係（下記イ～ハのいずれかの関係を「特定支配関係」という。）を有する法人とされた（整備政令による改正後の漁港漁場整備法施行令（昭和 25 年政令第 239 号）第 28 条）。

- イ その総株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
- ロ その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。
- ハ その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

なお、ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなすこととされた。

また、都道府県又は市町村の漁港漁場の整備及び管理に関する事務を担当する課の長（以下「都道府県等漁港漁場整備・管理課長」という。）は、漁港水面施設運営権の設定や移転の許可を受けようとする者が、暴力団員等に該当するか否かを確認するため必要があるときは、警視庁又は道府県警察本部

の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対して、参考様式 1 により照会することができる。照会に当たっては、確認に一定程度（概ね 1 か月）時間を要することから、余裕をもって行われたい。

照会を行い、その結果暴力団員等に該当することが判明した場合においては、当該照会に対する回答を踏まえてとった措置について、参考様式 2 により暴力団対策主管課長等に通知されたい。なお、暴力団員等に対するより詳細かつ適切な取組を実施し、警察と個別の協定等により取扱いを別途定めている場合には、引き続き、当該協定等に基づき取り組まれたい。

なお、当運用については、警察との協力が不可欠であるため、日頃から警察との連携を適切に図り、暴力団排除の実効性についてより一層の確保に努められたい。

加えて、暴力団対策主管課長等からの回答については、複写を含め申請者に交付することがないよう厳重に取り扱われたい。

また、暴力団対策主管課長等が、照会対象となる者が暴力団排除対象に該当すると認める事実を確認した場合、都道府県等漁港漁場整備・管理課長に対し通知を行う場合がある。当該通知により認定計画実施者が暴力団排除対象に該当することが判明した場合においては新法第 59 条第 2 項第 1 号に基づき認定計画を取り消す等適切に対応されたい。

（6）漁港水面施設運営権の設定（新法第 48 条及び新施行規則第 42 条）

漁港管理者は、認定計画実施者（新法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けた者に限る。）に漁港水面施設運営権を設定することができることとされた（新法第 48 条）。漁港水面施設運営権の設定をしたときは、遅滞なく、漁港水面施設運営権の設定を受けた認定計画実施者に対し、同条第 2 項各号に掲げる事項を通知しなければならないこととされた（新施行規則第 42 条）。なお、漁港水面施設運営権の設定に係る通知の参考様式は別紙 21 のとおり。

なお、漁港管理者は、漁港水面施設運営権が妨害排除を含めて強い保護が与えられる権利であるという性質に鑑み、漁港水面施設運営権の設定、移転の許可及び存続期間の更新後を含む適切な時期（例えば漁港水面施設運営権者が法人であった場合における漁港水面施設運営権の設定後の役員変更時等）において、当該漁港水面施設運営権者が適切な者であるかについて適時確認されたい。

（7）移転の許可及び存続期間の更新（新法第 55 条、第 56 条、第 57 条第 2 項及び第 3 項並びに新施行規則第 43 条）

① 移転の許可の申請（新法第 55 条第 2 項及び新施行規則第 43 条）

漁港水面施設運営権は、財産権として一般承継や譲渡、抵当権実行等による移転が可能となるが、漁港水面施設運営権は、認定計画実施者であって、欠

格事由に該当しない者に限り漁港管理者が設定するものであることから、これを自由に移転することとなると、認定計画を適正かつ確実に実行できないと見込まれる者や欠格事由に該当する者など不適切な者に移転するおそれがあり適当でない。

よって、漁港水面施設運営権の移転をしようとするときは、当該漁港水面施設運営権の移転を受けようとする者は、漁港管理者に申請して、その許可を受けなければならないこととされた（新法第 55 条第 2 項）。

申請をしようとする者は、申請書（新施行規則別記第 11 号様式）に以下の書類を添付して漁港管理者に提出しなければならないこととされた（新施行規則第 43 条）。

- 1 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書（新施行規則第 43 条第 1 号）
- 2 申請者が新法第 51 条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（同条第 2 号）
- 3 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料（同条第 3 号）
- 4 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手ごとの概ねの調達額及びその調達方法を記載した書類（同条第 4 号）
- 5 その他必要な書類（同条第 5 号）

なお、申請書の記載参考については別紙 22 のとおり。

①－2 許可の基準（新法第 55 条第 4 項）

許可の基準については以下のとおり。

- 1 許可を申請した者が新法第 51 条各号のいずれにも該当しないこと（新法第 55 条第 4 項第 1 号）
- 2 許可を申請した者が、当該漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業を移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画（新法第 50 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項に係る部分に限る。以下「移転前認定計画」という。）並びに同法第 55 条第 3 項に規定する資金計画及び収支計画に従って適正かつ確実に実施できると認められること（同項第 2 号）
- 3 漁港水面施設運営権の移転が活用推進計画に照らして適切なものであること（同項第 3 号）

①－3 公正な手続を確保するための手段（新法第 55 条第 5 項及び新施行規則第 44 条）

漁港水面施設運営権の移転の申請があったときは、以下の事項について公告し、新法第 50 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項に係る部分及び当該

申請書（公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。）を公告の日から 1 週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならないこととされた（新施行規則第 44 条第 1 項）。

公告については、デジタル技術を活用した利用者の利便性向上の観点から、公示又は掲示により行うとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の縦覧に供して行うこととされた（同条第 2 項）。なお、公告の参考様式は別紙 23 のとおり。

漁港の適正な維持管理の確保及びその活用の促進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、当該実施計画について、漁港管理者に意見書を提出することができることとされた（同条第 3 項）。

- 1 申請者の氏名又は名称（新施行規則第 44 条第 1 項第 1 号）
- 2 移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画のうち新法第 51 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項の概要（同項第 2 号）
- 3 縦覧期間及び縦覧場所（同項第 3 号）
- 4 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先（同項第 4 号）
- 5 1～4 までのほか、漁港管理者が必要と認める事項（同項第 5 項）

①—4 漁港水面施設運営権の移転の許可の公表（新法第 55 条第 6 項及び第 56 条並びに新施行規則第 45 条）

漁港管理者は、実施計画の認定をしたときは、遅滞なく下記の事項について公表することとされた（新法第 55 条第 6 項）。なお、漁港水面施設運営権の移転を許可したときの通知の参考様式は別紙 24、公表の参考様式は別紙 25 のとおり。

公表する事項については、以下のとおり。

- 1 当該許可を受けた者の氏名又は名称（新法第 55 条第 6 項）
- 2 移転前認定計画の概要（同項）
- 3 新施行規則第 44 条第 1 項第 3 号に掲げる事項及び同条第 3 項に規定する意見書の処理の経過（新施行規則第 45 条第 1 号）
- 4 認定の理由（同条第 2 号）
- 5 漁港管理者が必要と認める事項（同条第 3 号）

なお、①—2 の許可を受けて漁港水面施設運営権の移転があったときは、移転前認定計画並びに第 55 条第 3 項に規定する資金計画及び収支計画を、その漁港水面施設運営権の移転を受けた者が認定を受けた実施計画とみなすこととされた（新法第 56 条）。

② 存続期間の更新（新法第 57 条第 2 項及び第 3 項並びに新施行規則第 46 条）

漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の安定的な実施に資するよう、欠格事由に該当せず、かつ、更新の後の存続期間の末日が新法第 50 条第 1 項第

1号に規定する漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の末日以前であることその他漁港水面施設運営権の存続期間の更新が認定計画に照らして適切であれば、引き続き、他の水面利用と調整を図りつつ、適切な権利を行使できると認められることから、更新を認めることとされた（新法第57条第2項及び第3項）。漁港水面施設運営権の存続期間の更新に当たっては、下記の事項を記載した申請書を漁港管理者に提出しなければならないこととされた（新施行規則第46条第1項）。

- 1 申請者の氏名又は名称（新施行規則第46条第1項第1号）
- 2 新法第52条第2項各号に掲げる事項（同項第2号）
- 3 漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする期間（同項第3号）
- 4 漁港管理者が必要と認める事項（同項第4号）

また、下記書類を添付しなければならないこととされた（同条第2項）。

- イ 申請者が新法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（同項第1号）
- ロ 従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面（同項第2号）

なお、漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る申請書の参考様式は別紙26、存続期間の更新に係る通知の参考様式は別紙27のとおり。

（8）漁港水面施設運営権の取消し（新法第59条及び第60条）

漁港管理者は、漁港水面施設運営権の設定を受けて行われる漁港施設等活用事業に係る実施計画の認定を取り消したときは、当該漁港水面施設運営権を取り消さなければならないこととされた（新法第59条第1項）。また、漁港管理者は、下記のいずれかに該当するときは、漁港水面施設運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができることとされた（同条第2項）。なお、抵当権の設定が登録されている漁港水面施設運営権を取り消すときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならないこととされた（同条第3項）。

- 1 次のいずれかに該当するとき
 - イ 偽りその他不正の方法により漁港水面施設運営権者となったとき（同条第4項第1号）
 - ロ 新法第51条各号のいずれかに該当することとなったとき（同項第2号）
- 2 漁港の区域内の水域を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき（同条第5項）

上記2の場合における漁港水面施設運営権の取消し又はその行使の停止によって損失を受けた漁港水面施設運営権者又は漁港水面施設運営権者であった者に対して、漁港管理者は、通常生ずべき損失を補償しなければならないことと

された（新法第 60 条第 1 項）。

なお、漁港水面施設運営権の取消しの通知の参考様式は別紙 28、漁港水面施設運営権の取消しについての抵当権者への通知の参考様式は別紙 29 のとおり。漁港水面施設運営権の行使の停止の通知の参考様式は別紙 30、漁港水面施設運営権の行使の停止の解除の通知の参考様式は別紙 31 のとおり。

（９）漁港水面施設運営権の登録（新法 58 条）

漁港水面施設運営権は、財産権として譲渡や抵当権等の対象となるが、譲受人や抵当権者等の地位の安定化を図るため、漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに漁港水面施設運営権の行使の停止及びその停止の解除は、漁港水面施設運営権登録簿に登録するものとし、当該登録は登記に代わるものとするものとされた（新法第 58 条）。

登録の申請手続等については、登録令及び登録令施行規則に定めており、登録については農林水産大臣が行うこと（登録令第 3 条）、漁港水面施設運営権登録簿は農林水産省に備えること（登録令第 6 条）、登録の申請に関する事項（登録令第 13 条）等を定めている。

5 水産業協同組合法の改正内容について

（１）趣旨

組合員の所得向上を図る役割がある漁業協同組合（以下「漁協」という。）は、漁協経営の健全性確保の観点から、漁獲物の販売先や漁業外収入を確保するため、販売事業や漁場利用事業とこれらの附帯事業として、漁港区域内で水産物等の地域資源を活用した取組を実施している。

このうち、漁場利用事業及びその附帯事業には、組合員の雇用を生み出し、所得を確保するというこれらの事業の趣旨を踏まえ、仕入れ元や貸付先等に占める組合員の割合の観点から員外利用制限が課される販売事業や貸付事業等と異なり、事業に従事する組合員の割合という労働力の観点からの員外利用制限が課されるものとされている。

今回新法に創設される漁港施設等活用事業のように、漁港区域内で水産物等の地域資源を活用した取組で、組合員の漁獲物等の消費増進等に繋がる事業であれば、漁場利用事業に係る員外利用制限の目的である「組合員の所得の確保」を満たすと言えることから、事業実施を後押しする観点から、当該事業を員外利用制限の対象外とすることとされた。

（２）内容

漁協等が、認定計画に基づき漁場利用事業（附帯事業を含む。）を実施する場合は、員外利用制限を適用しないものとされた（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条第 8 項及び第 87 条第 11 項）。

なお、認定計画に基づく事業であっても、水産業協同組合法第11条第1項第7号の販売事業を実施する場合は、従来と変わらず員外利用制限は適用されるため、一事業年度における員外者の利用分量の上限は、員内利用分量の2倍であることに留意されたい。

Ⅱ 漁港施設の見直しについて

(1) 趣旨

漁港施設は、漁業根拠地である漁港の機能を構成するものであり、法第4条第1項第1号に規定する漁港漁場整備事業の対象となり、総合的かつ計画的に整備が進められるとともに、漁港管理者の制定する漁港管理規程に基づき、維持、保全及び運営その他漁港の維持管理が行われ（法第34条）、また、処分制限（法第37条）等が課される対象となる。

昭和63年に漁港施設の見直しがなされて以降、30年以上が経過し、現在の漁港利用の実態は大きく変化している。特に近年、漁港が水産物生産そのものの拠点としての機能を果たしていることや、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化の必要性が高まっていることなど、漁港を巡るニーズに変化が生じている。このような変化に対応し、漁港に必要な施設として計画的に整備し、漁港管理者の下で適切に管理がなされるよう、漁港施設の見直しを行うこととしたものである。

(2) 内容

法第3条の「漁港施設」に以下の施設を追加等された。

① 第1号の基本施設のハの水域施設に「漁具管理水域」を追加。

漁具管理水域：効率的な水産物の水揚げや台風・低気圧災害時の漁具の保全のため、養殖や蓄養用の筏等の漁具を漁船利用と相互に安全を確保しながら一時的に管理を行うことを可能とする静穏な水域。

② 第2号の機能施設のヘの増殖及び養殖用施設に「陸上養殖施設」を追加。

陸上養殖施設：漁業者の水面における漁業活動や他の漁港施設の機能を補完するため、陸上にて水産動植物を養殖するための施設。

③ 第2号の機能施設のトの漁獲物の処理、保蔵及び加工施設に「配送用作業施設」「仲卸施設」「直売所」を追加するとともに、ト上段の施設名を「漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設」に改正。

配送用作業施設：荷さばき後に搬出した水産物を集荷し、出荷単位に仕分けするための作業を行う施設

仲卸施設：仲卸業者が小売業者等の買出人に水産物を販売するための施設

直売所：漁業者が共同で消費者に漁獲物の直接販売を行う施設

- ④ 第2号の機能施設の又の漁港管理施設に「発電施設」を追加。

発電施設：漁港の区域内の複数の漁港施設に対して、必要規模の電力を発電・供給するための施設。

- ⑤ 第2号の機能施設のホの補給施設に「漁船のための燃料供給施設」を追加し、「漁船のための給油施設」は削除。

漁船のための燃料供給施設：漁船の燃料として、従来の重油等の油燃料に加え、水素燃料等も含めた様々な燃料を供給するための施設

- ⑥ 第2号の機能施設のカの漁港環境整備施設に「避難施設」「避難経路」「防災情報提供施設」を追加。

避難施設：漁港利用者が津波や高潮等自然災害から避難する場所が確保された施設

避難経路：漁港利用者が津波や高潮等自然災害から避難する経路

防災情報伝達施設：漁港利用者が津波や高潮等自然災害から避難するなど防災のために必要な情報を提供するための施設

Ⅲ 漁港協力団体の創設について

(1) 趣旨

水産物等の地域資源を活用した取組を推進し、漁業者以外の利用者を呼び込んでいく中において、漁港管理者の多様化する漁港の維持管理への負担を軽減し、かつ、民間団体等の協力によるきめ細やかな質の高い漁港の管理を実現することが望ましい。また、新法において、漁港管理者が活用推進計画を策定し、民間事業者が漁港の機能を維持しつつ、その有効活用を図り、水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業を実施することとなるが、当該事業の実施に当たり、ボランティアの民間団体が協力して実施していくことも想定される。加えて、漁港管理者ではない民間団体等の視点で漁港の魅力発信や水産物の消費拡大の促進、事業者の呼び込み、調査研究を行うことで、より多くの者が水産業や漁港に関心を持つことが期待される。このように、今後これら民間団体等の活動の重要性は増していくため、その活動しやすい仕組みづくりを行う必要がある。

(2) 内容

漁港管理者は、以下の①～⑤の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人や団体から申請があった場合には漁港協力団体として指定することができるものとされた。その際、漁港管理者は、当該漁港協力団体の名称、住所等を公示しなければならないものとされた（新法第61条及び第62条）。

- ① 漁港管理者に協力して行う漁港環境整備施設その他の漁港施設の維持若しくは保全又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の漂流物の除去その他の

保全（新法第 62 条第 1 号）

- ② 漁港の維持管理若しくはその活用の促進（以下「漁港の維持管理等」という。）又は漁港の発展に関する情報又は資料の収集・提供（同条第 2 号）
- ③ 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する調査研究（同条第 3 号）
- ④ 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する知識の普及啓発（同条第 4 号）
- ⑤ これらに附帯する業務（同条第 5 号）

漁港協力団体は、本来漁港管理者が行う業務の一部を担う主体であること、また、指定に際し、その業務を適正かつ確実に行うことができると認められた団体であることに鑑み、都度書類を提出し、その度に審査手続を待つ必要のないよう、当該業務のために必要な漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の一部の占用についての新法第 39 条第 1 項の占用許可の規定の適用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもって、当該規定による許可があったものとみなすこととされた（新法第 65 条）。

なお、漁港協力団体の指定に係る事務に関しては、別途通知を発出する。

VI その他

（1）みなし施設の指定手続の見直しについて

漁港の区域内にない漁港施設（みなし施設）の指定手続について、行政コストの削減、指定の迅速化を図る観点から、以下の見直しを行った。

- ① 第 1 種漁港及び第 2 種漁港（その区域が 2 以上の都道府県にわたるものを除く。）におけるみなし施設の指定手続について、農林水産大臣の認可を廃止し、これに代えて関係地方公共団体の意見聴取を経ることとされた（新法第 66 条第 1 項）。
- ② 市町村長又は都道府県知事は、上記（1）のみなし施設の指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならないこととされた（新法第 66 条第 2 項）。
- ③ その区域が 2 以上の都道府県にわたる第 1 種漁港及び第 2 種漁港並びに第 3 種漁港及び第 4 種漁港におけるみなし施設の指定手続について、関係地方公共団体の意見聴取を経ることとするとともに、水産政策審議会の議を経て農林水産大臣が定める基準に適合する場合には、水産政策審議会の議を経ることを要しないこととされた（新法第 66 条第 3 項）。

その際、新法第 66 条第 2 項の規定により、漁港施設とみなされる施設の指定をした際には、下記の事項について報告することとされた（新施行規則第 50 条）。

- 1 報告者の名称（新施行規則第 50 条第 1 項第 1 号）
- 2 指定した施設の所在地（同項第 2 号）
- 3 指定した施設の種類、名称及び構造（同項第 3 号）
- 4 指定した施設の所有者及び管理者（同項第 4 号）

5 新法第 66 条第 1 項の規定により聴取した関係地方公共団体の意見（同項第 5 号）

報告書については、指定した施設の所在地を示す図面及び当該施設の指定に際し参考になる資料を添付するものとされた。

なお、報告書の様式については、「漁港の指定等に係る区域の報告等に関する事務要領（平成 23 年 5 月 2 日付け 22 水港第 593 号水産庁長官通知）」を一部改正して示す。

また、新法第 66 条第 3 項に規定する「農林水産大臣があらかじめ水産政策審議会の議を経て定める基準」は、みなし施設の性質等に鑑み今後決定していくこととする。

（2）行政不服審査法の特則の見直しについて

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の一般的なルールとして、地方公共団体の自治事務に係る処分については、その地方公共団体に対して審査請求するものとされていること、また、平成 26 年度に行政不服審査制度の見直しが図られたこと踏まえ、今回の法改正により、法第 43 条は削除され、本法による手続は行政不服審査法による審理手続（漁港管理者に対する審査請求）に委ねることとされた。このため、改正法の施行前に行政不服審査法第 82 条に基づく教示を行う場合であっても、改正法の施行後（令和 6 年 4 月 1 日以降）における審査請求先は農林水産大臣から漁港管理者に変更されていることに留意されたい。

様式一覧

活用推進計画関係		頁番号
別紙 1	活用推進計画の様式	様－ 2
別紙 2	活用推進計画を定めたときの公表の様式	様－ 7
別紙 3	活用推進計画を定めたときの農林水産大臣への送付の様式	様－ 8
別紙 4	活用推進計画を変更したときの公表の様式	様－ 9
別紙 5	活用推進計画を変更したときの農林水産大臣への送付の様式	様－12
実施計画関係		頁番号
別紙 6	実施計画の様式	様－13
別紙 7	実施計画の認定に係る申請書の様式	様－18
別紙 8	認定の申請のあった実施計画の公告の様式	様－19
別紙 9	実施計画の認定の通知の様式	様－20
別紙10	実施計画を認定したときの公表の様式	様－22
別紙11	実施計画を認定したときの貸付けをする漁港施設の所有者への通知の様式	様－23
別紙12	実施計画の変更の認定に係る申請書の様式	様－24
別紙13	変更の認定の申請のあった実施計画の公告の様式	様－28
別紙14	実施計画の変更の認定の通知の様式	様－29
別紙15	実施計画の変更の認定をしたときの公表の様式	様－31
別紙16	実施計画の変更の認定をしたときの貸付けをする漁港施設の所有者への通知の様式	様－32
別紙17	認定計画実施者への勧告の様式	様－33
別紙18	実施計画の認定の取消しの通知の様式	様－34
別紙19	実施計画の認定の取消しの公表の様式	様－35
別紙20	実施計画の認定を取り消したときの貸付けをする漁港施設の所有者への通知の様式	様－36
漁港水面施設運営権関係		頁番号
別紙21	漁港水面施設運営権の設定の通知の様式	様－37
別紙22	漁港水面施設運営権の移転に係る申請書の様式（漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第 11 号様式）	様－39
別紙23	漁港水面施設運営権の移転の許可をするときの公告の様式	様－41
別紙24	漁港水面施設運営権の移転の許可の通知の様式	様－42
別紙25	漁港水面施設運営権の移転の許可の公表の様式	様－43
別紙26	漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る申請書の様式	様－44
別紙27	漁港水面施設運営権の存続期間の更新の通知の様式	様－46
別紙28	漁港水面施設運営権の取消しの通知の様式	様－47
別紙29	漁港水面施設運営権を取り消すときの抵当権者への通知の様式	様－48
別紙30	漁港水面施設運営権の行使の停止の通知の様式	様－49
別紙31	漁港水面施設運営権の行使の停止の解除の通知の様式	様－50
参考様式 1	警視庁又は道府県警察本部への照会書の様式	様－51
参考様式 2	警視庁又は道府県警察本部への通知の様式	様－52

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名		漁 港 名		漁港種別	
都道府県名		市 町 村 名			
漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針					

備考

- 1 漁港管理者名、漁港名、漁港種別並びに漁港が所在する都道府県及び市町村名を該当する欄にそれぞれ記載すること。
- 2 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針については、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の活用の方向性及び機能の維持・保全の考え方、事業が目指す目的や効果並びにその当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の安定供給への寄与の考え方を記載すること。

2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

実 施 期 間	○年～○年（○年間）
求められる事業内容	

備考

- 1 実施期間は、30 年間を超えない範囲で記載すること。
- 2 求められる事業内容は、①水産物の消費の増進に関する事業、②交流の促進に関する事業、③前者 2 つに附帯する事業のいずれに該当する内容かについて、その類型を示すととともに、事業内容について概要を記載すること。

3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

平 面 図	

備考

漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において、貸付けようとする漁港施設
 その他活用を図ろうとする漁港施設、水面若しくは土地の占用をさせようとする漁港
 の区域内の水域若しくは公共空地その他活用を図ろうとする水域若しくは公共空地又
 は漁港水面施設運営権を設定しようとする漁港の区域内の水域について、その場所と
 範囲が明確となるよう平面図に示すこと。

4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方	
② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項	
③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項	

備考

- 1 漁港施設等活用事業の実施が、当該漁港の漁業上の利用を阻害しないようにするため、また、その他の漁港の利用を著しく阻害しないようにするための当該漁港の利用全体のあり方について、基本的な考え方を記載すること。
- 2 特に、漁港施設の円滑な利用の確保について、漁港施設等活用事業において利用する漁港施設とその他の漁港施設の動線の調整等、近接する漁港施設も含めた漁港施設の利用者の利便性が阻害されないための措置について、特に配慮すべきことを記載すること。
- 3 特に、漁港施設等活用事業を実施しようとする水域に漁業権が設定されている場合、当該漁業権に基づく漁業活動を阻害しないための措置について、特に配慮すべきことを記載すること。

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項	
② 環境との調和に関する事項	
③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項	

備考

- 1 漁港の利用者の安全の確保に関する事項については、漁港施設等活用事業の実施に際し、漁港の利用者に対する地震・津波等自然災害に対する避難体制の確保及び漁港の利用者の水面への転落防止のための措置等の安全な利用の確保のための措置について、特に配慮すべきことを記載すること。
- 2 環境との調和に関する事項については、漁港施設等活用事業の実施に際し、活用事業施設の設置に関する自然環境等への影響緩和や景観との調和に関し、特に配慮すべきことを記載すること。
- 3 漁港の保全上特に配慮すべき事項については、漁港施設等活用事業の実施に際し、漁港施設等活用事業の実施による排水や廃棄物等の適正な処理、活用事業施設の設置に係る漁港施設や周辺施設、地形等の安定性の確保について、特に配慮すべきことを記載すること。
- 4 その他に配慮すべき事項があれば、適宜欄を追加して記載すること。

6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占有に関する事項

平 面 図	

備考

貸付けをしようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をさせようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、場所と範囲が明確となるよう平面図に示すこと。

(貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数 量	貸付期間
施設①				
施設②				
．．．				

備考

- 1 貸付けをしようとする漁港施設について、漁港施設毎に適宜欄を追加し、平面図で示した施設との対応が分かるよう施設名を示しつつ、漁港施設の種類、漁港施設の所有者、施設の数量（用地については面積、防波堤や岸壁等については延長、建屋は棟数など）及び貸付期間を記載すること。
- 2 漁港施設の種類の、漁港台帳に記載されている漁港施設名を記載する。

(占有をさせようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積（㎡）	占有の期間
水域①		
水域②		
．．．		

(占有をさせようとする漁港の区域内の公共空地)

公共空地名	面積（㎡）	占有の期間
公共空地①		
公共空地②		
．．．．．		

備考

占有をさせようとする漁港の区域内の水域及び公共空地について、水域及び公共空地ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した範囲との対応がわかるよう名称を示しつつ、占有の面積及び期間を記載すること。

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定	
② 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域	
③ 平面図	

備考

- 1 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定については、漁港水面施設運営権を設定しようとする場合、その旨を記載するとともに、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間を記載すること。
- 2 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域については、占用する水域の面積のほか、必要に応じ、同水域が所在する地区名等の位置に係る情報を記載すること。
- 3 漁港水面施設運営権の水域の場所と範囲が明確となるよう平面図に示すこと。

8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなつた場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

--

備考

- 1 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設等を用いないこととなつた場合における、当該認定計画実施者が行うべき漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地に設置された活用事業施設の撤去や引き渡しその他の措置について、必要となる条件を記載すること。
- 2 貸付けをしようとする漁港施設、占用をさせようとする水域若しくは公共空地又は漁港水面施設運営権の設定をしようとする水域の別に記載すること。

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）の策定について（公表）

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者

代表者 〇〇 〇〇

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり〇〇漁港に係る活用推進計画を定めたので、同条第 6 項の規定に基づき公表する。

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）の策定について（送付）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○漁港漁港管理者
代表者 ○○ ○○

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第41条第1項の規定に基づき別添のとおり○○漁港に係る活用推進計画を定めたので、同条第6項の規定に基づき、これを送付します。

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）の変更について（公表）

年 月 日
〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第41条第1項の規定に基づき〇年〇月〇日に定めた〇〇漁港に係る活用推進計画については、同条第7項の規定に基づき別添のとおり変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。変更の内容は下記のとおり。

記

1 変更の理由

備考

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）第36条に規定する活用推進計画の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当しない変更に至った理由を記載すること。

2 変更の概要

2-1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針の変更

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と変更する。

備考

別紙1の項目1について変更がある場合は、その概要を記載すること（軽微な変更を除く。2-2以降についても同様。）。

2-2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間の変更

求められる事業内容について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と変更する。また、これに伴い、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇こととなるため、事業の実施期間は、以下のとおり変更する。

（変更前の事業の実施期間） 〇年～〇年（〇年間）

（変更後の事業の実施期間） 〇年～〇年（〇年間）

備考

別紙1の項目2について変更がある場合は、その概要を記載すること。また、事業の実施期間については、変更の前後が分かるように記載すること。

2-3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の変更

備考

別紙1の項目3について変更がある場合は、変更箇所が分かるように平面図に示すこと。

2-4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項の変更

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と変更する。

備考

別紙1の項目4について変更がある場合は、概要を記載すること。

2-5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項の変更

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と変更する。

備考

別紙1の項目5について変更がある場合は、その概要を記載すること。

2-6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占有に関する事項の変更

(貸付けをしようとする漁港施設の変更)

施設名	漁港施設 の 種 類	施 設 所 有 者	変更前		変更後	
			数量	貸付期間	数量	貸付期間
施設①						
施設②						
・ ・ ・						

(占有をさせようとする漁港の区域内の水域の変更)

水域名	変更前		変更後	
	面積 (㎡)	占有の期間	面積 (㎡)	占有の期間
水域①				
水域②				
・・・				

(占有をさせようとする漁港の区域内の公共空地の変更)

公共空地名	変更前		変更後	
	面積 (㎡)	占有の期間	面積 (㎡)	占有の期間
公共空地①				
公共空地②				
・・・				

備考

- 1 別紙1の項目6について変更がある場合は、変更箇所が分かるように平面図に示すこと。
- 2 また、1の漁港施設の数量若しくは貸付期間又は水域若しくは公共空地の面積若しくは占有の期間について、変更の前後が分かるように表で示すこと。なお、同表において、漁港施設又は水域若しくは公共空地を追加する場合は、変更前欄の記載を要しない。

2-7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項の変更

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と変更する。

備考

- 1 別紙1の項目7について変更がある場合は、その概要を記載すること。
- 2 漁港水面施設運営権の水域の場所と範囲が変更となる場合は、変更箇所が分かるように平面図に示すこと。

2-8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなつた場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項の変更

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と変更する。

備考

活用推進計画の様式中の項目8について変更がある場合は、その概要を記載すること。

以上

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）の変更について（送付）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○漁港漁港管理者
代表者 ○○ ○○

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第41条第1項の規定に基づき○年○月○日に定めた○○漁港に係る活用推進計画については、同条第7項の規定に基づき別添のとおり変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定に基づきこれを送付します。

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）

1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

実 施 期 間	○年～○年（○年間）
漁港施設等活用事業の内容	

備考

- 1 漁港施設等活用事業の実施期間は、当該漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた実施期間の範囲内とすること。
- 2 漁港施設等活用事業の内容は、漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた、漁港施設等活用事業として求められる事業内容の範囲内とし、漁港施設等活用事業の全体概要を示した上で、「漁港施設の貸付け」、「漁港の区域内における水域の占用」、「漁港の区域内における公共空地の占用」、「漁港水面施設運営権の設定」又はその他により実施しようとする漁港施設等活用事業の内容を区別して記載すること。

基本施設の利用方法等	

備考

漁港施設等活用事業の内容について、基本施設を第三者に利用させる内容を含む場合は、第三者の利用方法及び料率を定めて記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条に基づく漁港管理者の認可が必要となる。）

2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間

平 面 図	

備考

漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた範囲内で、貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用を

しようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、その場所と範囲が明確となるよう平面図に示す。

(貸付けを受けようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数 量	貸付期間
施設①				
施設②				
．．．				

備考

- 貸付けを受けようとする漁港施設について、漁港施設ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した施設との対応がわかるよう施設名を示しつつ、漁港施設の種類、漁港施設の所有者、施設の数量（用地については面積、防波堤や岸壁等については延長、建屋は棟数など）及び貸付期間を記載すること。
- 漁港施設の種類の、漁港台帳に記載されている漁港施設名を記載すること。

(占有をしようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積（㎡）	占有の期間
水域①		
水域②		
．．．		

(占有をしようとする漁港の区域内の公共空地)

公共空地名	面積（㎡）	占有の期間
公共空地①		
公共空地②		
．．．．．		

備考

占有をしようとする漁港の区域内の水域及び公共空地について、水域及び公共空地ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した範囲との対応がわかるよう名称を示しつつ、占有の面積及び期間を記載すること。

3 2に定めた漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

活用事業施設名			
活用事業施設の種類		活用事業施設の規模	
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け			
設置位置			
漁港施設の形質の変更内容			
水域及び公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項			

備考

- 活用事業施設ごとに適宜表を追加し記載すること。
- 活用事業施設の種類の、水産物の消費の増進に関する施設、交流の促進に関する施設、附帯施設の別を記載すること。
- 活用事業施設の規模は、上屋の場合は敷地面積、栈橋の場合は延長等活用事業施設の規模を適切に把握できる内容を記載すること。
- 設置位置については、平面図を添付することとし、「2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地とその期間」に示した漁港施設等との関係を明確にするよう配慮しつつ記載すること。なお、同一の平面図に活用事業施設をまとめて記載することを妨げない。
- 活用事業施設の設置に伴い漁港施設の形質を変更する場合、漁港施設の形質の変更内容を記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条に基づく漁港管理者の許可が必要となる。）
- 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土を行う場合は、その内容を記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条に基づく漁港管理者の許可が必要となる。）

4 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間	
② 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域	
③ 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間	
○年～○年（○年間）	
④ 設置しようとする活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項	
⑤ 平面図	

備考

- 1 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間については、実施しようとする遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供に関する事業内容を記載するとともに、活用推進計画に定められた範囲内で、その実施期間を記載すること。
- 2 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域については、漁港の所在地及び漁港名（○○都道府県○○市町村○○漁港 等）並びに当該水域の面積を記載すること。
- 3 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間については、設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の範囲内において、10年を超えない期間を記載すること。
- 4 設置しようとする活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項については、「3 2に定めた漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類、規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項」にならい、記載すること。
- 5 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の場所と範囲が明確になるよう平面図に示すこと。

- 5 貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占用をしないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

--

備考

- 1 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設等を用いないこととなった場合における、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地上の施設の撤去や引き渡しその他の措置について、その実施内容を記載すること。
- 2 記載にあたっては、貸付けを受けようとする漁港施設、占用をしようとする水域若しくは公共空地又は漁港水面施設運営権の設定を受けようとする水域の別に記載すること。

- 6 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

--

備考

- 1 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画を記載すること。
- 2 記載に当たっては、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業とそれ以外の漁港施設等活用事業の別に記載することが望ましいが、当該漁港施設等活用事業が一体的な資金計画及び収支計画である場合はその限りでない。

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定に係る申請書

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者

代表者 〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき、〇〇漁港に係る実施計画の認定を受けたいので、実施計画に漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 37 条に規定する下記の書類（及び書面）を添えて申請します。

記

1 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書

2 活用事業施設に係る書類

2－1 活用事業施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面

2－2 活用事業施設の設置に係る漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面

2－3 活用事業施設の設置に係る工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面

3 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料

4 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

〔 5 申請者が漁港及び漁場の整備等に関する法律第 51 条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 〕

6 その他必要な書類（例えば、申請者が法人であれば、「漁港水面施設運営権の設定を受けようとする申請者の親会社等の名称及び所在地並びに当該親会社等の代表者及び役員の氏名、氏名のフリガナ、生年月日並びに性別を記載した書類」等。）

以上

認定の申請のあった漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）
に係る公告及び縦覧について

〇〇漁港に係る実施計画の認定の申請があったので、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第43条第2項及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）第38条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

記

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 申請のあった実施計画の概要
 - 2-1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
 - 2-2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間
 - 2-3 活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
 - 2-4 漁港水面施設運営権の設定に関する事項
 - 2-5 漁港施設又は漁港の区域内の水域（漁港水面施設運営権の水域を含む。）若しくは公共空地を原状に回復するための措置の内容
- 3 申請のあった実施計画の縦覧
 - 3-1 漁港及び漁場の整備等に関する法律第43条第2項の規定に基づき縦覧に供するもの
〇〇漁港に係る実施計画
 - 3-2 縦覧期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
 - 3-3 縦覧場所
 - ・〇〇都道府県（市町村）ウェブサイト（<https://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇>）
 - ・〇〇都道府県（市町村）
 - 3-4 意見書の提出方法
 - 3-5 意見書の提出期限の日時及び提出先
 - 3-6 その他必要と認める事項

以上

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定について（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった〇〇漁港に係る実施計画については、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき認定したので、通知する。

また、占用料については〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とし、占用に係る条件は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

備考 占用料並びにその納付方法及び納付期限について通知するとともに、当該占用に係る条件があれば、それを提示する。

（記載例）

本実施計画において定める占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地については同法第39条の5第1項の規定に基づき占用料を徴収することとし、その金額は下表のとおりとするので、〇〇都道府県（〇〇市町村）が発行する納付通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において納付すること。このほか、当該占用に係る条件は別紙のとおりとする。

（認定計画実施者が占用をしようとする漁港の区域内の水域）

水域名	面積（㎡）	占用の期間	占用料
水域①			
水域②			
・・・			

（認定計画実施者が占用をしようとする漁港の区域内の公共空地）

公共空地名	面積（㎡）	占用の期間	占用料
公共空地①			
公共空地②			
・・・・・・			

なお、本実施計画において定めている貸付けを受けようとする漁港施設については、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）第41条に規定する事項を含む貸付契約を認定計画実施者と締結することとし、設定を受けようとする漁港水面施設運営権については、同令第42条の規定に基づき認定計画実施者に対して別途必要な事項を通知する。

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定について（公表）

年 月 日
〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり〇〇漁港に係る実施計画を認定したので、同法第 43 条第 3 項の規定に基づき公表する。

記

- 1 認定を受けた者の氏名又は名称
- 2 認定計画の概要
 - 2－1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
 - 2－2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間
 - 2－3 活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
 - 2－4 漁港水面施設運営権の設定に関する事項
 - 2－5 漁港施設又は漁港の区域内の水域（漁港水面施設運営権の水域を含む。）若しくは公共空地を原状に回復するための措置の内容
- 3 実施計画の縦覧の結果
 - 3－1 縦覧期間及び縦覧場所
 - 3－2 意見書の処理の経過
- 4 認定の理由
- 5 その他

以上

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定について（通知）

番 号
年 月 日

（ 農 林 水 産 大 臣 〇〇 〇〇 殿
 又は
〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇 殿
 又は
〇 〇 市 町 村 長 〇〇 〇〇 殿 ）

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 1 項の規定に基づき、〇〇漁港に係る実施計画（別添）を認定したので、同条第 3 項の規定に基づき、同実施計画の認定計画実施者が貸付けを受けようとする漁港施設の所有者である貴殿にお知らせします。

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の変更の認定に係る申請書

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者

代表者 〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 4 項の規定に基づき、〇年〇月〇日に認定された〇〇漁港に係る実施計画の変更の認定を受けたいので、変更後の実施計画に漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 37 条に規定する書類（及び書面）を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

備考

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第 40 条に規定する実施計画の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当しない変更に至った理由を記載すること。

2 変更の概要

2-1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間の変更

実施しようとする事業内容について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と変更する。また、これに伴い、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇こととなるため、事業の実施期間は、以下のとおり変更する。

くわえて、基本施設の利用方法等について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と変更する。

（変更前の事業の実施期間） 〇年～〇年（〇年間）

（変更後の事業の実施期間） 〇年～〇年（〇年間）

備考

別紙 6 の項目 1 について変更がある場合は、その概要を記載すること（軽微な変更を除く。2-2 以降についても同様。）。

2-2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間の変更

(貸付けを受けようとする漁港施設の変更)

施設名	漁港施設 の 種 類	施 設 所 有 者	変更前		変更後	
			数量	貸付期間	数量	貸付期間
施設①						
施設②						
・ ・ ・						

(占有をしようとする漁港の区域内の水域の変更)

水域名	変更前		変更後	
	面積 (㎡)	占有の期間	面積 (㎡)	占有の期間
水域①				
水域②				
・ ・ ・				

(占有をしようとする漁港の区域内の公共空地の変更)

公共空地名	変更前		変更後	
	面積 (㎡)	占有の期間	面積 (㎡)	占有の期間
公共空地①				
公共空地②				
・ ・ ・				

備考

- 1 別紙 6 の項目 2 について変更がある場合は、変更箇所が分かるように平面図に示すこと。
- 2 また、1 の漁港施設の数量若しくは貸付期間又は水域若しくは公共空地の面積若しくは占有の期間について、変更の前後が分かるように表で示すこと。なお、同表において、漁港施設又は水域若しくは公共空地を追加する場合は、変更前欄の記載を要しない。

2-3 漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類の規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項の変更

活用事業 施設名	活用事業施設 の種類	活用事業施設の 目的、事業に対 する位置付け	変更前			変更後		
			規 模	形質の 変更内容	工作物の建設若しくは改良又は土地 の掘削若しくは盛土に関する事項	規 模	形質の 変更内容	工作物の建設若しくは改良又は土地 の掘削若しくは盛土に関する事項
活用事業 施設名①								
活用事業 施設名②								
・・・								

備考

- 1 別紙 6 の項目 3 について、変更の前後が分かるように表で示すこと。なお、活用事業施設を追加する場合は変更前欄の記載を要しない。
- 2 1 について、活用事業施設の変更箇所が分かるように図面に示すこと。その際、活用事業施設の設置位置が変更となる場合は、その前後が分かるように示すこと。

2-4 漁港水面施設運営権の設定に関する事項の変更

漁港水面施設運営権に係 る漁港施設等活用事業の 内容及びその実施期間	漁港水面施 設運営権の 水域	変更前		変更後	
		存続 期間	活用事業施設の設 置に関する事項	存続 期間	活用事業施設の設 置に関する事項

備考

- 1 別紙 6 の項目 4 について、存続期間の更新に伴う変更又は漁港水面施設運営権の水域に設置する活用事業施設の変更がある場合は、変更の前後が分かるように表で示すこと。
- 2 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業又は漁港水面施設運営権の水域の変更をする場合は、当該漁港水面施設運営権の設定を抹消し、あらためて漁港水面施設運営権の設定を受けることとなるため、別紙 6 の項目 4 に従って記載すること。

2-5 貸付け又は占有の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなつた場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容の変更

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と変更する。

備考

別紙 6 の項目 5 について変更がある場合は、その概要を記載すること。

3 添付書類の目録

3-1 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書

3-2 活用事業施設に係る書類

3-2-1 活用事業施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面

3-2-2 活用事業施設の設置に係る漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面

3-2-3 活用事業施設の設置に係る工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面

3-3 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料

3-4 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

（ 3-5 申請者が漁港及び漁場の整備等に関する法律第 51 条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ）

3-6 その他必要な書類（例えば、申請者が法人であれば、「漁港水面施設運営権の設定を受けようとする申請者の親会社等の名称及び所在地並びに当該親会社等の代表者及び役員の氏名、氏名のフリガナ、生年月日並びに性別を記載した書類」等。）

以上

変更の認定の申請のあった漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）
に係る公告及び縦覧について

〇年〇月〇日に認定した〇〇漁港に係る実施計画の変更の認定の申請があったので、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

記

- 1 変更の認定を申請した者の氏名又は名称
- 2 変更後の実施計画の概要
 - 2－1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
 - 2－2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間
 - 2－3 活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
 - 2－4 漁港水面施設運営権の設定に関する事項
 - 2－5 漁港施設又は漁港の区域内の水域（漁港水面施設運営権の水域を含む。）若しくは公共空地を原状に回復するための措置の内容
- 3 変更後の実施計画の縦覧
 - 3－1 漁港及び漁場の整備等に関する法律第 43 条第 2 項の規定に基づき縦覧に供するもの
変更後の〇〇漁港に係る実施計画
 - 3－2 縦覧期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
 - 3－3 縦覧場所
 - ・ 〇〇都道府県（市町村）ウェブサイト（<https://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇>）
 - ・ 〇〇都道府県（市町村）
 - 3－4 意見書の提出方法
 - 3－5 意見書の提出期限の日時及び提出先
 - 3－6 その他必要と認める事項

以上

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の
変更の認定について（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった〇〇漁港に係る実施計画の変更については、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき認定したので、通知する。

また、占用料については〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とし、占用に係る条件は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

備考 占用料並びにその納付方法及び納付期限について通知するとともに、当該占用に係る条件があれば、それを提示する。

（記載例）

本実施計画において定める占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地については同法第 39 条の 5 第 1 項の規定に基づき占用料を徴収することとし、その金額は下表のとおりとするので、〇〇都道府県（〇〇市町村）が発行する納付通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において納付すること。このほか、当該占用に係る条件は別紙のとおりとする。

（認定計画実施者が占用をしようとする漁港の区域内の水域）

水域名	面積（㎡）	占用の期間	占用料
水域①			
水域②			
．．．			

（認定計画実施者が占用をしようとする漁港の区域内の公共空地）

公共空地名	面積（㎡）	占用の期間	占用料
公共空地①			
公共空地②			
．．．．．			

なお、変更後の本実施計画において定めている貸付けを受けようとする漁港施設については、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 47 号)第 41 条に規定する事項を含む貸付契約を認定計画実施者と締結することとし、設定を受けようとする漁港水面施設運営権については、同令第 42 条の規定に基づき認定計画実施者に対して別途必要な事項を通知する。

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の
変更の認定について（公表）

年 月 日
〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり〇年〇月〇日に認定した〇〇漁港に係る実施計画の変更を認定したので、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき公表する。

記

- 1 変更の認定を受けた者の氏名又は名称
- 2 変更後の認定計画の概要
 - 2－1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
 - 2－2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間
 - 2－3 活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
 - 2－4 漁港水面施設運営権の設定に関する事項
 - 2－5 漁港施設又は漁港の区域内の水域（漁港水面施設運営権の水域を含む。）若しくは公共空地を原状に回復するための措置の内容
- 3 実施計画の縦覧の結果
 - 3－1 縦覧期間及び縦覧場所
 - 3－2 意見書の処理の経過
- 4 変更の認定の理由
- 5 その他

備考

必要に応じて、実施計画の変更の認定の申請書に記載されている変更の内容を転記すること。

以上

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の
変更の認定について（通知）

番 号
年 月 日

（ 農 林 水 産 大 臣 〇〇 〇〇 殿
 又は
〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇 殿
 又は
〇 〇 市 町 村 長 〇〇 〇〇 殿 ）

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 4 項の規定に基づき、別添のとおり〇〇漁港に係る実施計画の変更の認定をしたので、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、同実施計画の認定計画実施者が貸付けを受けようとする漁港施設の所有者である貴殿にお知らせします。

様-33

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の
認定の取消しについて（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で認定した〇〇漁港に係る実施計画については、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で勧告したところ、期日までに必要な措置がとられなかったと認められることから、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき取り消したので、通知する。

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の
認定の取消しについて（公表）

年 月 日
〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けで認定した〇〇漁港に係る実施計画については、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 1 項第〇号に適合しないものと認められることから、同法第 45 条第 2 項の規定に基づき当該実施計画の認定を取り消したので、同条第 3 項の規定に基づき公表する。

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の
認定の取消しについて（通知）

番 号
年 月 日

（ 農 林 水 産 大 臣 〇〇 〇〇 殿
 又は
〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇 殿
 又は
〇 〇 市 町 村 長 〇〇 〇〇 殿 ）

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けで認定した〇〇漁港に係る実施計画については、下記の理由から、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき認定を取り消したので、同条第 3 項の規定に基づき、同実施計画の認定計画実施者が貸付けを受けようとする漁港施設の所有者である貴殿にお知らせします。

記

〇年〇月〇日付けで認定した〇〇漁港に係る実施計画（認定計画）の認定を取り消す理由

- ・ 当該認定計画が漁港及び漁場の整備等に関する法律第 43 条第 1 項第〇号に適合しないと認められたため、当該認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告したが、期日までに必要な措置をとらなかったと認められたため。

以上

漁港水面施設運営権の設定について（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で〇〇漁港に係る実施計画を認定したことから、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 52 条第 1 項の規定に基づき、本実施計画の認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定したので、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 42 条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

なお、漁港水面施設運営権の設定を受ける者の役員又は親会社等の代表者若しくは役員が変更となった場合は、速やかに報告すること。

記

1 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

1－1 漁港施設等活用事業の内容

1－2 漁港施設等活用事業の実施期間

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

2 漁港水面施設運営権の水域

〇〇都道府県〇〇市町村〇〇漁港（〇〇平米）

なお、漁港水面施設運営権の水域の場所及び範囲は、本実施計画の平面図による。

3 漁港水面施設運営権の存続期間

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

4 漁港水面施設運営権に係る占用料

〇〇円（1 年（月）当たり〇〇円）

なお、占用料の納付方法は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とし、納付期限は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

5 その他特記事項

相続や法人の合併等の一般承継により移転の許可の申請をする場合は、当該事由が発生した日から起算して○日以内に行うこと。

また、やむを得ない事情により漁港水面施設運営権を放棄する場合は、その旨を○○漁港漁港管理者に届け出ること。

以上

第 11 号様式（第 43 条関係）（記載参考）

漁港水面施設運営権の移転に係る申請書

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者

代表者 〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 55 条第 2 項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転を受けるための許可を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 43 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設運営権者の氏名又は名称
- 2 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
 - 2－1 漁港施設等活用事業の内容
 - 2－2 漁港施設等活用事業の実施期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域
〇〇都道府県〇〇市町村〇〇漁港（〇〇平米）
なお、漁港水面施設運営権の水域の範囲は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で認定を受けた漁港施設等活用事業の実施に関する計画の平面図による。
- 4 移転を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

5 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する
資金計画及び収支計画

5－1 資金計画及び収支計画の概要

5－2 資金計画及び収支計画の参考資料

6 その他必要な事項

7 添付書類の目録

7－1 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書

7－2 申請者が漁港及び漁場の整備等に関する法律第 51 条各号のいずれにも該当
しないことを誓約する書面

7－3 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実
績に資する業績及び資格を明らかにする資料

7－4 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実
施に必要な資金の調達の手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及
びその調達方法を記載した書類

7－5 その他必要な書類（例えば、申請者が法人であれば、「漁港水面施設運営権の
移転の許可を受けようとする申請者の親会社等の名称及び所在地並びに当該
親会社等の代表者及び役員の氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別を記載
した書類」等）

以上

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 上記 3 について、移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の所在市町村名及び漁港名
並びに面積を記載するほか、当該水域の場所を示す図面を添付すること。
- 3 上記 6 について、漁港水面施設運営権の移転を受ける理由についても記載すること。

漁港水面施設運営権の移転の許可に係る公告及び縦覧について

〇〇漁港において〇〇年〇〇月〇〇日に設定した漁港水面施設運営権について、移転の許可の申請があったので、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

記

- 1 移転の許可の申請者の氏名又は名称
- 2 移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画の概要（漁港水面施設運営権関係）
 - 2－1 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
 - 2－2 漁港水面施設運営権の水域
 - 2－3 漁港水面施設運営権の存続期間
 - 2－4 活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
 - 2－5 活用事業施設の撤去の方法その他の当該水域を原状に回復するための措置の内容
- 3 漁港水面施設運営権の移転に係る資料の縦覧
 - 3－1 漁港及び漁場の整備等に関する法律第 55 条第 5 項の規定に基づき縦覧に供するもの
 - ・当該漁港水面施設運営権に係る実施計画のうち、漁港水面施設運営権に関する部分
 - ・当該移転に係る申請書
 - 3－2 縦覧期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
 - 3－3 縦覧場所
 - ・〇〇都道府県（市町村）ウェブサイト（<https://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇>）
 - ・〇〇都道府県（市町村）
 - 3－4 意見書の提出方法
 - 3－5 意見書の提出期限の日時及び提出先
 - 3－6 その他必要と認める事項

以上

漁港水面施設運営権の移転の許可について（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった漁港水面施設運営権の移転については、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 55 条第 2 項の規定に基づき許可をしたので、通知する。

なお、漁港水面施設運営権の移転の許可を受けた者の役員又は親会社等の代表者若しくは役員が変更となった場合は、速やかに報告すること。

漁港水面施設運営権の移転の許可について（公表）

年 月 日
〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日に認定した漁港施設等活用事業の実施に関する計画に基づいて設定した漁港水面施設運営権については、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 55 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり許可をしたので、同条第 6 項に基づいて公表する。

記

- 1 移転の許可を受けた者の氏名又は名称
- 2 当該漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業について、移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画（移転前認定計画）の概要
 - 2－1 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
 - 2－2 漁港水面施設運営権の水域
 - 2－3 漁港水面施設運営権の存続期間
 - 2－4 活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
 - 2－5 活用事業施設の撤去の方法その他の当該水域を原状に回復するための措置の内容
- 3 移転前認定計画及び当該移転に係る申請書の縦覧の結果
 - 3－1 縦覧期間及び縦覧場所
 - 3－2 意見書の処理の経過
- 4 移転の許可の理由
- 5 その他

以上

漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る申請書

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者

代表者 〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で設定を受けた漁港水面施設運営権について、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 57 条第 2 項及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり存続期間の更新の申請をします。また、申請に当たり、同令第 46 条第 2 項に規定する書類及び書面を添付します。

記

1 申請者の氏名及び名称

2 存続期間の更新を申請する漁港水面施設運営権

2-1 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

2-1-1 漁港施設等活用事業の内容

2-1-2 漁港施設等活用事業の実施期間

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

2-2 漁港水面施設運営権の水域

〇〇都道府県〇〇市町村〇〇漁港（〇〇平米）

なお、漁港水面施設運営権の水域の場所及び範囲は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で認定を受けた漁港施設等活用事業の実施に関する計画の平面図による。

2-3 漁港水面施設運営権の存続期間

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

3 漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする期間

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

4 その他必要と認める事項（例えば、申請者が法人であれば、「申請者の登記事項証明書」及び「申請者の親会社等の名称及び所在地並びに当該親会社等の代表者及び役員の氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別を記載した書類」等）

5 添付書類の目録

5－1 申請者が漁港及び漁場の整備等に関する法律第 51 条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

5－2 従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面

以上

漁港水面施設運営権の存続期間の更新について（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった漁港水面施設運営権の存続期間の更新については、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 57 条第 3 項の規定に基づき、当該漁港水面施設運営権の存続期間を更新したので、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 47 条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

なお、漁港水面施設運営権者の役員又は親会社等の代表者若しくは役員が変更となった場合は、速やかに報告すること。

記

1 更新後の存続期間

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

2 更新後の漁港水面施設運営権に係る占用料

〇〇円（1 年（月）当たり〇〇円）

なお、占用料の納付方法は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とし、納付期限は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

以上

漁港水面施設運営権の取消しについて（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で設定した漁港水面施設運営権については、下記の理由により、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 59 条（第 1 項/第 2 項）の規定に基づき取り消したので、通知する。

記

漁港水面施設運営権を取り消した理由

- ・ 当該漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を取り消したため（第 59 条第 1 項）
- ・ 偽りその他不正の方法により漁港水面施設運営権者となったことが明らかになったため（第 59 条第 2 項第 1 号イ）
- ・ 同法第 51 条第〇号に該当することとなったため（第 59 条第 2 項第 1 号ロ）
- ・ 公益上やむを得ない必要が生じたため（第 59 条第 2 項第 2 号）

以上

漁港水面施設運営権の取消しについて（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

下記の漁港水面施設運営権については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 59 条（第 1 項/第 2 項）の規定に基づき取り消すので、同条第 3 項の規定に基づき当該漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の抵当権者である貴殿にあらかじめ通知する。

記

- 1 取り消される漁港水面施設運営権の設定を受けた者
- 2 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
 - 2－1 漁港施設等活用事業の内容
 - 2－2 漁港施設等活用事業の実施期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 漁港水面施設運営権の水域
〇〇都道府県〇〇市町村〇〇漁港（〇〇平米）
なお、漁港水面施設運営権の水域の場所及び範囲は、当該漁港水面施設運営権に係る実施計画の平面図による。
- 4 漁港水面施設運営権の存続期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

以上

漁港水面施設運営権の行使の停止について（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で設定した漁港水面施設運営権については、下記の理由により、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 59 条第 2 項の規定に基づき行使の停止を命ずる。（なお、停止期間は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。）

記

漁港水面施設運営権の行使の停止を命ずる理由

- ・ 偽りその他不正の方法により漁港水面施設運営権者となったことが明らかになったため（第 59 条第 2 項第 1 号イ）
- ・ 同法第 51 条第〇号に該当することとなったため（第 59 条第 2 項第 1 号ロ）
- ・ 公益上やむを得ない必要が生じたため（第 59 条第 2 項第 2 号）

以上

漁港水面施設運営権の行使の停止の解除について（通知）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇漁港漁港管理者
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で行使の停止を命じた漁港水面施設運営権については、下記の理由により行使の停止を解除する。

記

漁港水面施設運営権の行使の停止を解除する理由

- 〔
- ・ 行使の停止の期間が満了となったため。
 - ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となったため。
- 〕

以上

番 号
年 月 日

暴力団対策主管課長等 殿

都道府県漁港漁場整備・管理担当課長
(市町村漁港漁場整備・管理担当課長)

照 会 書

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）の規定に基づく漁港水面施設運営権の設定等の事務に関し、下記の申請者について、同法第 51 条第 5 号から第 8 号までに該当するかについて、照会します。

記

- 1 名称（個人の場合は氏名、氏名のフリガナ、生年月日、性別）
- 2 主たる事務所の所在地（個人の場合は住所）
- 3 代表者の氏名、氏名のフリガナ、生年月日、性別（個人の場合は不要）
- 4 役員等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日、性別（個人の場合は不要）

備考 定款等の参考資料を適宜添付すること

番 号
年 月 日

暴力団対策主管課長等 殿

都道府県漁港漁場整備・管理担当課長
(市町村漁港漁場整備・管理担当課長)

申請者に対する措置について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により回答があった件について、下記の措置を講じましたので、通知します。

記

- 1 名称（個人の場合は氏名）
- 2 主たる事務所の所在地（個人の場合は住所）
- 3 代表者の氏名（個人の場合は不要）
- 4 役員等の氏名（個人の場合は不要）
- 5 措置内容

備考 参考資料を適宜添付すること、また、具体的な措置を講じなかった場合もその旨を記入すること。